

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.21 改正動物愛護管理法

今年も残すところ、あと1か月余りになってしまいましたね。今年、何かいいことがありましたか？「あった」方はその調子で、まだ「ない」方は「あった」と言えるようにラストスパート、がんばっていきましょう。

私たちの身近にいるペットに関する法律、動物愛護管理法が改正され、2013.9.1 から施行されています。今回はその改正のポイントをみていきましょう。

動物愛護管理法の目的

この法律の目的は、大きく分けて2つあります。1つは、人間が動物の命を大切にし、虐待したり、捨てたりすることを防ぐことです。もう1つは、人間と動物が共生していけるような社会を目指し、その取扱いについて定めることです。動物に対する飼い主の責任、行政や動物取扱業者に対する責任などが定められています。

^{しゅうせいしやうぎむ}「終生飼養義務」の明記

環境省の調べでは、平成23年度に殺処分された犬は約4万4000頭、猫は13万1000頭、合計で約17万5000頭にもものぼります。ペットを家族の一員として考える人がいる一方で、世話が思ったより大変、お金がかかる、引っ越しに連れていけないなどの理由で、安易にペットを捨ててしまう人もいます。

今回の改正法では、この数を少しでも少なくするために、飼い主及び動物取扱業者に^{しゅうせい}終生飼養義務が明記されました。終生飼養とは、動物を一生飼い続けるという意味です。違反した場合の罰則も強化され、虐待・遺棄の場合は100万円以下の罰金、動物をみだりに殺したり傷つけた者は、2年以下の懲役または200万円以下の罰金が課されることになりました。

飼い主 & 動物取扱業者 → 終生飼養義務

動物の虐待・遺棄 → 100万円以下の罰金



行政の「引き取り義務」が制限

都道府県等は、終生飼養義務の原則に反する引き取りを拒否できることになりました。例えば、犬猫等の販売業者が引き取りを求めた場合、飼い主が犬や猫の老齢や疾病を理由に引き取りを求めた場合、犬や猫の繁殖を抑えることに努めていないときや、新たな飼い主を探す

努力をしていないとき、飼育が困難な理由が認められないときなどが、これにあたります。
(現実には、捨ててしまう飼い主が多いのですが・・・)

販売業者への規制

①現認確認・対面説明の義務付け

インターネット上でのペットの販売が広がり、「写真と実物が異なる」「病気を持っていた」などの苦情が出ていました。改正法では、販売業者が購入者に販売する場合、あらかじめ販売する動物の現状を直接見せるとともに、対面で、その動物の特性や状態を説明する義務が課されました。(インターネット上での販売が禁止されたわけではありませんのでご注意ください。)

②幼齢の犬猫の販売制限

生まれたばかりの幼齢の犬猫については、親から早く引き離した犬猫は、人を噛むなどの問題行動を起こしやすいという理由で、生後 56 日 (8 週間) を経過しない子犬・子猫については、販売や展示等が禁止されることになりました。(ただし経過措置として平成 28 年 8 月 31 日までは生後 45 日以内、それ以降は法律で定めるまでの間は生後 49 日以内とされました)

飼い犬が人を噛んだら？

飼い犬が人を噛んで怪我をさせた場合、どのような責任を負うのでしょうか？

法律では、動物の占有者 (この場合飼い主) は、他人に与えた損害を賠償しなければならないとされています。たまたま、通りかかった人に噛みついた場合などは、治療費などの損害を賠償しなければならないでしょう。一般的には、治療費+見舞金 (慰謝料) というのが多いです。ただし、仕事を休んだ場合などは、休業損害を請求される場合もあります。

では、近所の人が、犬がかわいいからと、塀を乗り越え敷地内に無断で侵入し、繋いでいた犬に手を出して触ろうとして噛まれたような場合は、どうでしょうか？

このような場合、飼い主は相当な注意をもって犬を管理していたとみなされる可能性が高いので、賠償責任を負わない可能性が高いでしょう。相当な注意をもって管理していたことを立証するのは、あくまでも加害者のほうです。立証できなければ賠償責任は免れませんので、ペットの管理には十分ご注意ください。

Pick Up 1

すずき行政書士事務所オリジナルの Smiling Ending Note®専用サイトを立ち上げました。

(<http://ending-note.info/>) エンディングノートの内容もリニューアルし、コンパクトに必要な最小限のことを書ける 14P のものと、じっくりと解説を読みながら書くことができる 64P のものをご用意しました。すべて無料でダウンロードできますので、興味のある方は是非ご利用ください。

大切な人のために、
自分自身のために…

エンディングノート はじめてみませんか



有料の冊子も販売しております。プレゼントや同窓会の記念品、終活セミナーのテキストとしても、お使いいただけます。詳細はお問い合わせください。

Pick Up 2

11月、12月の電話による無料相談日です。ご利用の際は、ご予約をお取りください。

11月19日(火)、27日(水)、12月4日(水)、11日(水)、18日(水) 10:00~17:00
やむを得ず予定を変更する場合がありますので、HPでご確認ください。

今年度も情報発信をお読みいただき、誠にありがとうございました。来年度も、お役に立つ情報を発信してまいりたいと思っております。ご感想やご意見をお待ちしております!!
次回の情報発信は、2014年1月10日予定です。



◆行政書士8年 主婦18年 情報発信の行政書士◆

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

離婚、相続、遺言、内容証明、契約書
その他不動産のことなどもご相談いただけます。

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797- 55- 6203 FAX 0797- 55- 6204

Web <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com

情報発信 NO.1 遺言ツアー NO.2 裁判員制度 NO.3 後見制度 NO.4 離婚公正証書 NO.5 介護トラブル NO.6 遺言書
NO.7 地震保険 NO.8 著作権 NO.9 年金制度 NO.10 尊厳死宣言公正証書 NO.11 クーリングオフ NO.12 認知症
NO.13 少額ミニ保険 NO.14 検察審査会 NO.15 6次産業化で地域活性 NO.16 日銀の役割 NO.17 内容証明郵便
NO.18 高齢者ホーム NO.19 自転車事故 NO.20 養子縁組